

葛飾区介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付要綱

18葛福高第1084号

平成18年11月27日

区 長 決 裁

一部改正 平成21年2月25日

一部改正 平成26年6月18日

一部改正 平成31年3月11日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等の社会参加や生きがいがづくりを促進させるために、虚弱や家に引きこもりがちな高齢者等に対し、区内において自主的かつ継続的に介護予防の活動を行っている任意団体及びNPO法人に対して、活動に伴う事業に要する経費の一部を助成することにより、区民との協働による地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前期申請期間 4月1日から9月30日までの間において、第7条の規定による申請を受け付ける期間として区長が別に定める期間
- (2) 後期申請期間 10月1日から3月31日までの間において、第7条の規定による申請を受け付ける期間として区長が別に定める期間
- (3) 基準日 次に掲げる場合に応じ、次に定める日
 - ア 前期申請期間中に申請する場合 前期申請期間の属する年度の4月1日
 - イ 後期申請期間中に申請する場合 後期申請期間の属する年度の10月1日

(助成金の対象団体)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

- (1) 構成員が10人以上で、かつ、その構成員の半数以上が60歳以上の区民であること。
- (2) 区内に活動拠点を置き、区内で介護予防の活動を行っていること又は行おうとしていること。
- (3) 任意団体にあつては、組織及び運営に関する会則又は規約等を有していること。
- (4) 宗教団体又は政治団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の統制下でないこと。
- (6) 既にこの制度に基づく助成を受けていないこと。

(助成金の対象事業)

第4条 この要綱による助成金の対象事業は、高齢者等の社会参加や生きがいがづくりを促進させるために行う介護予防の活動に伴う事業とする。ただし、助成金の交付申請を行う年度に実施するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 趣味・文化サークルの活動など自助的な活動に伴う事業
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有している事業

- (3) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を伴う事業
- (4) 介護保険法第 18 条に規定する保険給付を伴う事業
- (5) 他の制度に基づく助成を受けている事業

(助成金の対象経費)

第 5 条 助成金の対象経費（以下「対象経費」という。）は、前条に規定する対象事業に要する次に掲げる経費（基準日から翌年の 3 月末日までの実費に限る。）とする。ただし、事業参加者による負担がある場合は、負担額を差し引いた額を対象経費とする。

- (1) 施設使用料（有料施設を利用する場合に限る。）
- (2) 器具・機材購入費
- (3) 運営活動費（支援スタッフ雇上費、活動材料費、広報費、保険料等）

(助成金額)

第 6 条 助成金額は、予算の範囲内において、対象経費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額の合計額とし、10 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 前条第 1 号に規定する対象経費 10/10
- (2) 前条第 2 号及び第 3 号に規定する対象経費 2/3

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条の規定により決定した額を超える追給はしない。

(助成金の交付申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、前期申請期間又は後期申請期間のいずれか一方の期間中に、区長に対し、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付申請書（第 1 号様式）により次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 構成員名簿（第 3 号様式）
- (3) 対象団体の会則又は規約等
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第 8 条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付決定通知書（第 4 号様式）により、助成金を交付することが不適当であると認めるときは通知書（第 5 号様式）により、当該申請団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 9 条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付請求書（第 6 号様式）により助成金を請求し、その交付を受けるものとする。

(助成金の交付)

第 10 条 区長は、前条の規定による請求があったときは、助成金を当該交付決定団体に支払うものとする。

(実績報告)

第 11 条 前条の規定により助成金の交付を受けた団体（以下「助成金交付団体」という。）は、助成対象事業終了後 20 日以内（助成金の交付を受けた年度の 3 月末日を過ぎる場合にあっては、同月末日まで）に、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績に関するもの
- (2) 収支計算に関するもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、次に掲げる額を算出して、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金確定額通知書兼返還通知書（第 8 号様式）により、当該助成金交付団体に通知するものとする。

- (1) 助成金交付団体が実際に支出した対象経費に第 6 条第 1 項に規定する助成割合を乗じて得た額（以下「助成金確定額」という。）
- (2) 既に交付した助成金の額（以下「助成金既交付額」という。）が助成金確定額を超える場合にあっては、助成金既交付額から助成金確定額を控除して得た額（以下「返還額」という。）

(精算)

第 12 条 助成金交付団体は、返還額を、助成金の交付を受けた年度の末日から 50 日以内に区長に返納するものとする。

(事業の変更・中止)

第 13 条 助成金交付団体は、事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付変更・中止承認申請書（第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業内容を変更し、又は事業を中止することが適当であると認めるときは、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付変更・中止承認通知書（第 10 号様式）により、当該助成金交付団体に通知するものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第 14 条 区長は、交付決定団体及び助成金交付団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条各号に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 助成金の交付決定の取消しの申出があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (4) この要綱の規定又は葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に違反したとき。
- (5) その他区長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により、当該交付決定団体又は助成金交付団体に通知する。

3 区長は、第 1 項の規定により助成金交付団体の助成金の交付決定を取り消したときは、当該助成金交付団体に対して、既に交付している助成金について、その全部又は一部を返還させることができる。

- 4 区長は、前項の規定により助成金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金返還通知書（第12号様式）により、当該助成金交付団体に対して通知し、助成金を返還させるものとする。

（検査）

第15条 助成金交付団体は、区長が団体の運営及び経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 区長は、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成18年11月27日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の第6条の規定による申請をする者について適用し、施行日前に改正前の葛飾区介護予防・地域支えあい活動支援事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定による申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 区長は、施行日前に旧要綱の規定により助成金の交付を受けた団体のうち、当該助成金の交付額が旧要綱第5条第2項に規定する額（以下「限度額」という。）に達していない団体について、当該交付された助成金の額と限度額との差額に相当する額を、施行日の属する年度において助成することができる。
- 4 前項の規定による助成金の交付については、旧要綱の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。